

「老人福祉法施行規則（昭和38年7月11日 厚生省令第28号）」

の抜粋

（帳簿の記載事項等）

第20条の6 有料老人ホームの設置者は、法第29条第3項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

- 一 一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
- 二 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜（以下「日常生活上の便宜」という。）の内容
- 三 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行つた場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- 四 入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容
- 五 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採つた処置の内容
- 六 日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況

（情報の開示の方法）

第20条の7 有料老人ホームの設置者は、法第29条第4項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を書面により交付するものとする。

（法第29条第4項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第20条の8 法第29条第4項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第20条の5第十四号に規定する事項とする。

第20条の5第十四号

入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書